

平成18年度 社会福祉法人石巻市社会福祉協議会 事業計画

基本方針

我が国は、急速な少子高齢社会の到来、核家族化の進展により、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど地域社会は変容しつつあり、児童・高齢者虐待・家庭内暴力などが、大きな社会問題となっている。

このため、国・県・市の福祉施策においては、ボランティアやNPO法人などの積極的な育成を図り、社会福祉を通じて新たなコミュニティ形成を図る動きも顕著となっている。

また、社会福祉法においては、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心できる生活が送れるよう自立支援することにある」とし、その中核的役割を担う団体として社会福祉協議会が位置付けられている。

こうした社会状況の中で、全ての市民が、住み慣れた地域で共に支え合いながら、健やかで生き甲斐を持って生活することができる地域づくり実現の願いは一層高まっている。

そこで本会は、「福祉のまちづくり」のための事業を一層推し進め、福祉、保健、医療、教育等の関係機関・団体等と連携しつつ、ノーマライゼーションの啓発や市民参加によるボランティア活動の振興、青少年・企業等に対する福祉教育、福祉分野におけるマンパワーの確保、バリアフリーのための活動に対する協力、災害時の要援護者支援体制の確立などに積極的に取り組んでいく。

さらに、公益性の高い社会福祉法人として、介護保険・障害者自立支援法に基づき、より質の高い福祉サービスを市民に提供し、すべての人が安心して心豊かに暮らせるための事業を行っていく。

スローガン

1. 誰もが地域の中で共に生き、喜びと生きがいのある福祉のまちを築く
2. 包容力のある地域社会形成を図り、心豊かなまちを築く
3. みんなで手をつなぎ、市民総ボランティア、住民参加の福祉のまちを築く

重点目標

1. 地域福祉活動の推進

旧1市6町、各地区で行われてきた福祉サービスを住民参加による福祉活動の取り組みであるか、また福祉サービス利用者の立場を最優先に考えているかという視点から再検討し、福祉サービスの安定的な提供と地域特性を考慮したサービスに努める。

また、小地域における地域福祉活動事業の円滑な運営を推進するため、福祉協力員を設置し、福祉課題の把握並びに福祉ネットワークづくりを推進する。

2. 地域福祉活動計画の策定

「石巻市地域福祉計画（仮称）」策定に社協として積極的に参画し、協働による地域福祉事業の推進を図る。さらに、福祉意識・福祉ニーズ調査を実施し、住民参画による事業推進の目標や長期ビジョンを明確にした「地域福祉活動計画」を策定する。

3. 地域福祉型福祉サービスの推進

各支所に福祉活動協力員を設置し、日常生活の場において、地域生活の質を高めることを目的とした活動やサービスを通して、住民・利用者・事業者・行政が協働して、「包容力のあふ地域形成」を進めるための基盤づくりに努める。

4. 介護保険制度改正・障害者自立支援法制定に向けた取り組み

法改正に伴い、新たに介護予防事業に積極的に取り組みます。また、障害者自立支援法の制定に伴い、障害者授産所・作業所の運営について福祉サービス利用者の立場を最優先に考える。

5. 災害危機管理体制の確立

大規模災害の発生に備えて、行政で策定する地域防災計画との整合制を図りながら、本会の災害対策に関する要綱に基づき社協職員危機管理対策マニュアル（仮称）の策定や災害救援ボランティアセンター設置等を含めた基盤体制の整備を図る。

I. 法人運営部門

①法人全体の運営

- ・本所と支所及び支所間の連携を密にして、福祉サービスの向上と均等化を図るとともに、各支所が築き上げてきた事業を尊重しながら、地域に根付いた事業の育成に努める。
- ・全体的に情報の共有化をはかり、効果的な業務運営を推進する。

②地域福祉推進委員会の運営

- ・各支所における地域福祉推進委員会は、その地域における特色のある福祉事業の展開に心がけるとともに、住民のニーズをよりの確に把握し、実効のある福祉サービスの提供に努め、地域住民に理解を得られるよう委員会を運営する。

③社協会費の効率的運用

- ・本会事業運営の根幹である一般会員会費について、会員加入をさらに推進し、全市的な事業活用を図るとともに、会費の使途については、会員の期待を十分把握し、それに応える効率的な事業展開に努める。

II. 地域福祉活動推進部門

①福祉のまちづくり事業

- ・「地域福祉計画」を行政と協働して策定
- ・住民自治組織との連携強化（福祉協力員）
- ・福祉ネットワーク事業の実施（福祉台帳）
- ・ふれあい参加型食事サービスの実施
- ・広報活動の充実、社協だより年4回発行全戸配布

②ボランティアセンター事業

- ・登録、斡旋、登録証の発行、個人ボランティア登録の促進
- ・情報の収集と発信
- ・人材養成、研修、各種講座の開催
- ・防災、災害救援体制の整備
- ・福祉教育の推進、総合的学習活動支援事業の実施

③共同募金運動の推進

- ・住民の自主的な活動の展開

④福祉団体への支援

- ・自主運営に向けての事務局機能支援

Ⅲ. 福祉サービス利用支援部門

①総合相談機能の充実

- ・いつでも誰でも気軽に相談に応じることのできる相談の実施

②個人情報保護の実施

③制度改正への取り組み

- ・介護保険制度改正への対応・介護予防の積極的展開・障害者自立支援法へ対応

④地域包括支援センター事業

- ・地域包括支援センター・在宅介護支援センターの受託経営

⑤資金貸付事業

- ・低所得世帯等への無利子又は低利の資金貸付事業の実施

⑥地域福祉権利擁護事業

Ⅳ. 在宅福祉サービス部門

①介護保険制度改正に向けた取り組み

- ・介護保険制度改正への対応・新予防給付に対応した介護サービス内容の検討

②地域福祉と介護サービスの連携

- ・既存通所介護施設の地域福祉型福祉サービスの開発

③介護サービスの質の向上

- ・定期的なサービス担当者会議開催
- ・職員研修の実施

④介護サービス事業の事業経営体制の整備

- ・在宅福祉サービス部に属する各事業部門の一体体制の構築と業務体制の整備
- ・介護サービス事業の財務体制の整備各事業別コスト把握

⑥各事業所の連携

- ・各事業所間の情報・連絡・調整

⑦委託事業の効果的・効率的な運営

- ・各種委託事業を効果的かつ効率的に実施する。